

## 人を対象とした研究の学会発表や論文投稿における倫理指針

日本レーザー医学会 倫理審査委員会

特定非営利活動法人日本レーザー医学会が主催・支援する学術集会、講習会その他の研究集会等ならびに本学会誌に発表される人を対象とした医学系研究は、その内容が下記の指針の適応を受ける場合は、その指針を遵守しなければならない。

### 1. ヘルシンキ宣言 (2013年10月 WMA フォルタレザ総会(ブラジル)で一部改正)

<https://www.wma.net/policies-post/wma-declaration-of-helsinki-ethical-principles-for-medical-research-involving-human-subjects/>

#### 人間を対象とする医学研究の倫理的原則

### 2. 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省告示第1号。平成29年2月28日一部改正)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000153339.pdf>

対象研究：人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動に関する研究。

### 3. ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 (平成29年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。平成29年2月28日)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000153405.pdf>

対象研究：提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料・情報を用いて明らかにしようとする研究。

### 4. 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 (平成29年厚生労働省告示第174号。平成29年4月7日)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000153339.pdf>

対象研究：疾病の治療や予防を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞を人の体内に投与する遺伝子治療に関する臨床研究。

5. ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 29 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。平成 29 年 2 月 28 日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000159894.pdf>

対象研究：受精、胚の発生及び発育並びに着床に関する研究、配偶子及びヒト受精胚の保存技術の向上に関する研究その他の生殖補助医療の向上に資する研究のうち、ヒト受精胚の作成を行う研究。

6. ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示第 88 号。平成 22 年 5 月 20 日）

[http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1492\\_01r2.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1492_01r2.pdf)

対象研究：i P S 細胞又はヒト組織幹細胞から生殖細胞の作成を行う研究であって、基礎的研究に係るもの。

7. ヒト E S 細胞の樹立に関する指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。平成 26 年 11 月 25 日）

[http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1430\\_01.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1430_01.pdf)

対象研究：ヒト E S 細胞の樹立及び分配（樹立機関が行うものに限る）。

8. ヒト E S 細胞の分配及び使用に関する指針（平成 26 年文部科学省告示第 174 号。平成 26 年 11 月 25 日）

[http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1460\\_01.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1460_01.pdf)

対象研究：ヒト E S 細胞の分配（樹立機関が行うものを除く。）及び基礎的研究の用に供する使用。

9. 症例報告に関する指針

1) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000194232.pdf>

2) 日本レーザー医学会「症例報告を含む医学論文及び学会発表における患者プライバシー保護に関する指針」（2017 年 12 月 18 日理事会承認）

[http://www.jsts.gr.jp/img/privacy\\_sisin.pdf](http://www.jsts.gr.jp/img/privacy_sisin.pdf)

対象研究：症例報告（9 例以下で非介入であり、薬物動態研究などの内容を含まないもの）

※ 関係リンク先：

厚生労働省「研究に関する指針について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

文部科学省 ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

[http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimei\\_rinri.html](http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimei_rinri.html)

(令和3年10月21日理事会承認)